

教職員の皆様へ

事務局総務部人事課

令和5年度給与改定にかかる月例給の改定について

国においては人事院、大阪府・大阪市においては人事委員会において、月例給にかかる民間との均衡を図るため、月例給の引き上げが勧告され、国・大阪府・大阪市においては、勧告に基づき、月例給を引き上げることとされました。

地方独立行政法人法では、地方独立行政法人の職員の給与の支給の基準を定める際に「同一又は類似の職種の国及び地方公共団体の職員並びに民間企業の従事者の給与」を考慮しなければならないこととされており、本法人においても国、地方公共団体、本法人の設立団体である大阪府・市や他の国公立大学における月例給の改定状況を踏まえて、以下のとおり月例給を引き上げることといたしましたので、お知らせします。

1. 改定内容

(1) 給料表の改定について

- ・公立大学法人大阪教職員給与規程に定める給料表について、大阪府における月例給の改定率（1.21%）を基本として引き上げる改定を行います。
- ・一部の給料表については、給料表の引き上げに伴い、昇格時号給対応表の改定を行います。

別添1「給料表改正前後表」

別添2「昇格時号給対応表改正前後表」

(2) 給料表切替等にかかる経過措置額の改定について

- ・他の教職員との均衡を図る観点から、(1)の改定に合わせて令和5年4月1日の給料表切替等に伴う経過措置の適用を受けている者の経過措置額についても改定を行います。

(3) 初任給調整手当の改定について

- ・医師免許又は歯科医師免許を有する教員に対する初任給調整手当の支給月額について改定を行います。

別添3「初任給調整手当改正前後表」

(4) 再雇用職員（経過措置適用者）の給料月額の改定について

- ・再雇用職員の期末手当及び勤勉手当の年間支給月数が0.025月ずつ引き上げられたこと及び給料表が引き上げられたことを踏まえて、経過措置として旧市大制度が適用されている再雇用職員の給料月額を引き上げる改定を行います。

別添4「再雇用職員（経過措置適用者）給料月額改正前後表」

2. 実施時期

令和6年1月1日から実施し、令和5年4月1日に遡及して適用します。

3. 清算日について

既に支給済みの給料月額等と、引き上げ後の給料月額等の差額については、令和6年1月の給与支給日に清算いたします。

◆問い合わせ先◆

- ・事務局総務部人事課 給与厚生担当
電話 072-254-7468